

平成30年3月甲良町議会定例会会議録

平成30年3月20日（火曜日）

◎本日の会議に付した事件（議事日程）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第10号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例
- 第3 議案第12号 甲良町職員分限懲戒審査委員会条例
- 第4 議案第20号 甲良町国民健康保険財政調整基金条例
- 第5 議案第28号 甲良町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例
- 第6 議案第22号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例
- 第7 発議第1号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例に対する付帯決議（案）
- 第8 議案第24号 甲良町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第9 議案第25号 甲良町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第31号 平成29年度甲良町一般会計補正予算（第8号）
- 第11 議案第32号 平成29年度甲良町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 第12 議案第33号 平成30年度甲良町一般会計予算
- 第13 議案第34号 平成30年度甲良町国民健康保険特別会計予算
- 第14 議案第35号 平成30年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第15 議案第36号 平成30年度甲良町介護保険特別会計予算
- 第16 議案第37号 平成30年度甲良町墓地公園事業特別会計予算
- 第17 議案第38号 平成30年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第18 議案第39号 平成30年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算
- 第19 議案第40号 平成30年度甲良町下水道事業特別会計予算
- 第20 議案第41号 平成30年度甲良町水道事業会計予算
- 第21 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- 第24 意見書第1号 北方領土問題の解決促進等を求める意見書（案）
- 追加3-1 発議第2号 甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正す

- る条例（案）
- 第25 議員派遣について
- 第26 委員会の閉会中における継続審査および調査について

◎会議に出席した議員（12名）

1番	岡田隆行	2番	田中章浩
3番	山田充	4番	山田裕康
5番	野瀬欣廣	6番	阪東佐智男
7番	宮寄光一	8番	木村修
9番	西川誠一	10番	建部孝夫
11番	西澤伸明	12番	丸山恵二

◎会議に欠席した議員

なし

◎会議に出席した説明員

町長	野瀬喜久男	教育長	橋本悟
総務課長	中川雅博	学校教育課長	大和高成
税務課長兼 教育次長	福原猛	社会教育課長	大野けい子
住民課長	村岸勉	保健福祉課長	米田志保子
総務課参事	橋本浩美	保健福祉課長	小林千春
企画監理課長	宮川哲郎	建設水道課長	中村康之
産業課長	北坂仁	会計管理者	西村克英
人権課長	中川愛博	長寺センター館長	中川初美

◎議場に出席した事務局職員

事務局長	陌間忍	書記	藤井千恵
------	-----	----	------

(午前10時02分 開会)

○丸山議長 ただいまの出席議員数は12人です。

議員定足数に達していますので、平成30年3月甲良町議会定例会第3日目を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 野瀬議員6番 阪東議員を指名します。

次に、追加議案がありますので、これより町長の提案説明を求めます。

町長。

○野瀬町長 本日はご多用の中、議員の皆さんには全員ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本日追加提案させていただきます案件についてその概要を申し上げます。

承認第1号は、損害賠償の額を定めることにつき専決処分をいたしましたので、その承認をお願いするものであります。何とぞよろしくご審議いただき、適切な議決を賜りますようお願い申し上げます。

○丸山議長 次に、日程第2 議案第10号を議題とします。議案第10号 甲良町課設置条例の一部を改正する条例の継続審査について、総務民生常任委員会に付託され、審査の結果、継続審査と決定され、お手元に配付しているとおりに総務民生常任委員長から継続審査の申し出がありました。

お諮りします。本案は委員長の申し出のとおり継続審査することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第10号は継続審査することに決定しました。

次に、日程第3 議案第12号を議題とします。

議案第12号 甲良町職員分限懲戒審査委員会条例の継続審査については、総務民生常任委員会に付託され、審査の結果、継続審査と決定され、お手元に配付しているとおりに総務民生常任委員長から継続審査の申し出がありました。

お諮りします。本案は、委員長の申し出のとおり継続審査することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第12号は継続審査することに決定しました。

次に、日程第4 議案第20号から日程第6 議案第22号までを一括議題とします。

各議案については、総務民生常任委員会に付託され、その審査報告書が提出されています。

これより総務民生常任委員会審査報告を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 報告書の案文を読み上げまして、提案とさせていただきます。

平成30年3月20日。

甲良町議会議長 丸山恵二様。

総務民生常任委員会委員長 西澤伸明。

総務民生常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

審査結果。

事件の番号。

議案第20号 甲良町国民健康保険財政調整基金条例、原案可決。

議案第22号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例、原案可決。

議案第28号 甲良町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例、原案可決。

裏に行きまして、審査経過です。

議案第20号 甲良町国民健康保険財政調整基金条例。

今回の基金条例の制定については、現行の市町単位から県が保険者となる国保制度改革に伴い制定するののかとの問いに、制度改革以前に財政調整基金化している自治体もあるが、4月からの国保制度改革では、納付金等の支払いが発生した場合、本町の基金条例では診療報酬（保険給付）にしか対応できないため、納付金支払いの財源不足等の国保運営に対応できるよう財政調整基金を制定するとのことであった。

議案第22号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例。

第7期介護保険事業計画で保険料が上がることについての考え方はどの問いに、介護報酬改正による総給付費の増額と財源構成における第1号被保険者の負担割合の引き上げによる増額が保険料に大きく影響している。また、一人当たりの介護給付費も県平均を大きく上回り近隣市町に比べても高い。そのため、高齢者保健福祉審議会で議論し、第7期では保険料段階区分を10段階から12段階に見直し保険料額を設定したとのことであった。

県下で一番高い保険料になり、保険料を抑えるために一般会計からの繰り入れはできないかとの問いに、介護保険会計には保険料減免についての3原則の遵守の指導があり、その1つに保険料減免に対する一般財源の繰り入れは行わないこととあることから、一般財源の繰り入れはできないが30年度の給付費の推移を見ながら今後考えていきたいとのことであった。

一般財源の繰り入れをした場合ペナルティーはあるのかとの問いに、財源不足が生じたときに財政安定化基金からの貸付が受けられないというペナルティーはあるが、今のところそれ以外のペナルティーはないとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第28号 甲良町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例。

町内の指定居宅介護支援施設2カ所とはとの問いに、ケアプランセンターあかり・せせらぎ居宅介護支援事業所とのことであった。

以上です。

皆さんの賢明なるご判断をお願いして、提案説明といたします。

○丸山議長 以上で、総務民生常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長報告に対して、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第20号 甲良町国民健康保険財政調整基金条例について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 西澤です。私は、総務民生常任委員会の委員長を務めておりましたので、賛成、反対の表明は委員会ではできませんでした。そこで、今日、意見表明をさせていただいて討論に参加いたします。

甲良町国民健康保険財政基金条例の制定は、国民健康保険事業の県単位へ移行することに伴う条例であり、容認できません。国保関連議案でも指摘いたしましたが、国保事業の財政的基盤が不安定となってきた根本的な原因は、1986年以来国庫支出を抑制してきたからにはほかならないと考えます。国は社会保障費にかかわる自然増をカットする方針を続けており、とりわけ医療、介護にかかわる費用をまるで目のかたきのように切り捨てる攻撃をしています。憲法の規定に基づいて、社会保障の義務を無条件に果たすべきであり、町は県、国に対して堂々と要請すべきだと考えます。条例案第2条でいう基金として積み上げる額にかかわって言いますと、積立額が発生するということは医療給付よりも国保税収入が上回ることを意味します。このことか

ら、従来から要望しているように、国保会計を安定させるために、また国保税の引き上げを防止するためにも、他の自治体が行っているように一般会計からの繰り入れを増額することが切実に望まれていることを町は深く受けとめてほしいと思います。

以上、反対討論といたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第20号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第20号は可決されました。

次に、議案第28号 甲良町指定居宅介護支援等の事業の人員および運営に関する基準を定める条例について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、ご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第28号は、可決されました。

次に、議案第22号 甲良町介護保険条例の一部を改正する条例について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 同じような立場で、22号についても私の意見を表明させていただきます。

介護保険に関しては、私たちが行ったアンケートの中でも保険料が高く下げしてほしいとの声が一番多く寄せられていました。また、日常会話の中でも、年金は下がる一方、高い介護保険料が問答無用で天引きされることへの不満、怒りが多く語られています。議会はこの声に応えねばならないと考えます。

介護保険制度の根本的な矛盾は、総給付費が増えれば増えるほど保険料に

はね上がってくるという点です。国民皆保険の医療保険と決定的に異なる点は、約8割の加入者が介護保険を利用しない、いわば掛け捨てで負担のみという立場にあることです。この介護保険制度は、国民同士の助け合いという趣旨に賛同してみずからの意思で加入する生命保険などとは異なり、強制的に加入させられ、強制的に保険料を徴収されます。ここに保険料が高過ぎるとの不満が発生する要因があると考えます。現行が基準額で大津に次いで県下2番目で、この議案22号が可決されれば大津を抜いて県下一高い保険料となり、批判はさらに高まるでしょう。とりわけ高齢者の生活を圧迫する要因になりかねません。

私は、制度の原則だからという理由で高い保険料を町民に押しつけてはならないと思います。町長は、国、県の指導にいいだくどくに従うのか、町民の利益を守ることを優先するのかが鋭く問われるのではないのでしょうか。まさにトップの政治的勇気と決断が強く求められていると思います。

一般会計からの繰り入れが法律上禁止されてはならず、国、県の指導範囲内である以上一般会計からの繰り入れを改めて決断されるよう強く要請します。そして、再検討して、据え置くなり引き下げるなり、引き上げ幅を縮めるなりの何らかの方向を示すよう、重ねて求めて反対討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第22号は可決されました。

次に、日程第7 発議第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第1号。

平成30年3月20日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 西澤議員。

賛成者 甲良町議会議員 山田裕康議員。

甲良町介護保険条例の一部を改正する条例に対する付帯決議（案）。

上記の議案を地方自治法第112条および会議規則第14条の規定による提出します。

○丸山議長 本案について、西澤議員から提案説明を求めます。

西澤議員。

○西澤議員 文案を読み上げまして、提案とさせていただきます。

甲良町介護保険条例の一部を改正する条例に対する付帯決議（案）。

高齢化が急速に進む現代社会において、「介護の社会化」を担う介護保険事業の持つ役割はますます重要になっている。同時に本事業創設より18年が過ぎ、7期を迎えるにあたり、制度および運用の改善がさまざまに指摘されている。

我が町における介護保険事業は、関係者の不断の努力にかかわらず、介護を要する罹病率が全国・県下の平均および近隣市町と比較しても飛び抜けて高いことが指摘されている。この現状を改善・克服することが町民的課題、町政の重要な課題であることは確かである。

現在の介護保険制度の枠組みでは、介護給付をはじめ、総給付費が伸びれば伸びるほど介護保険料負担がはね上がってくる。このことから、第7期の介護保険料は基準額で月額6,800円に設定され、県下で一番高くなり、来年度から800円・13%の引き上げとなり、町民の暮らしを圧迫する一要因になりかねない。

議案第22号が付託された総務民生常任委員会（3月13日）では、保険料の抑制ができないか、などの質疑が集中した。その審議の中で野瀬町長は「一般財源の繰り入れはできないが30年度の給付費の推移を見ながら今後考えていきたい」など前向きと理解できる答弁を行った。

今、町民の願いに応え、町政の信頼を最重点に取り組む上でも、町民の暮らしを応援する方向を調整が示す上でも、介護保険料の軽減策は重要なテーマである。

しかるに、野瀬町政においては、甲良町介護保険条例の一部を改正する条例の施行にあたって、健康推進施策を飛躍的に充実させるとともに介護保険料負担にかかわる何らかの軽減措置を講じられることを強く求める。

以上決議する。

平成30年3月20日。

甲良町議会議長 丸山恵二様。

これが案文です。

先ほど議案第22号が可決され、6,800円の基準額が設定されました。この介護保険制度の矛盾はここの中にあるとおりであります。

同時に、甲良町の貧困な状況、町の説明でも資料が提出されました。7割を超える方々が100万以下の所得。そして900万のラインの方が13人おられます。そして、500万を超える所得の方は49人という資料があります。そういう点でも限度額590万円で介護保険料の最高点が頭打ちです。つまり、1,000万所得がある方の負担率と100万そこそこの所得の方々の負担率は、大変開きがあります。そういう点でもこの介護保険制度の矛盾点は改善していく方向であると同時に、この甲良町でその貧困な状態、それから町民の懐を考えた保険料の設定がどうしても必要だと思います。そこからは、皆さんは賛成をされた方が多数だと思いますが、そういう点ではこの付帯決議のもとに野瀬町政が町民の懐ぐあい、暮らしのぐあいを考えて、今後新たに、7期の最中でも構いませんので、引き下げられる方向で議会が意見を述べるという点でこの議案にぜひとも賛同をいただきますよう、よろしくお願ひ申し上げまして、提案説明を終わらせていただきます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方は、ご起立願ひます。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願ひます。

起立全員です。

よって、発議第1号は可決されました。

次に、日程第8 議案第24号 甲良町指定地域密着型サービス事業の人員、設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願ひます。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第24号は可決されました。

次に、日程第9 議案第25号 甲良町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備および運営ならびに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第25号は可決されました。

次に、日程第10 議案第31号 平成29年度甲良町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

本案について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 西澤です。

町長が防災センター建設中止を表明した理由の中で、本庁舎、公民館、そして防災センターの大きな建物が並ぶことが甲良町の身の丈には合致しないとした部分は、私は評価をしてまいりました。建設中止の決断をしたその先の道筋は、施設、建物優先ではなく、人口減少に正面から向き合い、人口減少の原因一つ一つに町民対話をもとに住民とともに努力し、要因を取り除く粘り強い取り組みが要請されていると思います。

本議案は、主にさまざまな項目がありますが、中心的には防災センター建設にかかわる起債の取りやめと決断が含まれていまして、賛成とするものです。

○丸山議長 ほかにありませんか。

木村議員。

○木村議員 反対討論をさせていただきます。

全協でも申し述べておりましたが、この約7億の予算が上がっていったわけですが、甲良町には見合わないという意見もありましたが、ここの本庁舎、

それから公民館、3つ目の防災センターということで、さっき身の丈に合わないという意見もありましたが、私はそうじゃなくやっぱり甲良町にはその他の公共の建物がようけ建っておりますので、その3つがどうのこうのいうのはちょっと話が合わないかなと思います。

規模縮小で、建てるにあたって、今の話がありました。国道沿いの倉庫、水道建設課の建屋、それから産業課の間借りという部分において、やはり甲良町の身の丈に合った建物は要るんじゃないかと思えますし、この本庁舎も数年後には建てかえなきゃならないという事態になると思えます。そのときに防災センターの利用を考えてやっていった方がいいんじゃないかという意味を持って、この案件には反対をさせていただきたいと思えます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第31号は可決されました。

次に、日程第11 議案第32号 平成29年度介護保険特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案に対して討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 介護保険の当初予算については、先ほど来意見を述べているとおりです。今回補正の範囲という点でありますし、年度末にあたっての調整というのが主な項目になっておりますので、問題なしというように考えて、賛成とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第32号は可決されました。

次に、日程第12 議案第33号から日程第20 議案第41号までを一括議題とします。

各議案については、予算決算常任委員会に付託され、その審査報告書が提出されています。

これより予算決算常任委員会の審査報告を求めます。

木村議員。

○木村議員 それでは、朗読をもって報告にかえさせていただきたいと思えます。

甲良町議会議長 丸山恵二様。

平成30年3月20日。

予算決算常任委員会委員長 木村修。

予算決算常任委員会審査報告書。

本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

審査結果。

事件番号。

議案第33号 平成30年度甲良町一般会計予算、原案可決。

議案第34号 平成30年度甲良町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第35号 平成30年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算、原案可決。

議案第36号 平成30年度甲良町介護保険特別会計予算、原案可決。

議案第37号 平成30年度甲良町墓地公園事業特別会計予算、原案可決。

議案第38号 平成30年度甲良町住宅新築資金貸付事業特別会計予算、原案可決。

議案第39号 平成30年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算、原案可決。

議案第40号 平成30年度甲良町下水道事業特別会計予算、原案可決。

議案第41号 平成30年度甲良町水道事業会計予算、原案可決。

2、審査経過。

議案第33号 平成30年度甲良町一般会計予算。

歳入の部。

法人税5, 222万円は、前年に比べ500万円増額されている理由は何かとの問いに、古河AS(株)の業績回復によるとのことであった。

特別交付税 3 億 5, 0 0 0 万円は、前年より 7, 0 0 0 万円増額計上されているが、算定根拠は何かとの問いに、算定根拠はないが予算編成で不足が生じたので、過去数年の実績をもとに計上したとのことであった。

町たばこ税 4, 0 0 0 万円は、前年に比べ 5 5 0 万円減額されている要因は何かとの問いに、たばこ価格の高騰や近年健康志向者が増えたことにより減額したとのことであった。

個人番号カード等交付手数料 3 万 1, 0 0 0 円が計上されているが、現在の発行枚数はとの問いに、5 9 1 枚とのことであった。

環境衛生補助金のエネルギー使用合理化等事業費補助金、カーボンマネジメント強化事業補助金はどのような補助金かとの問いに、省エネルギー化対策に関する補助金および地球温暖化防止対策に関する補助金とのことであった。

ふるさと応援基金繰入金 7, 1 0 0 万円は、前年に比べ 1, 2 6 2 万円増額されている理由は何かとの問いに、寄付者の希望に沿った事業に充当する事業項目が増えたためとのことであった。

自動車取得税交付金 1, 2 5 0 万円計上されているが、前年より 1 5 0 万円増額された理由はとの問いに、町道の延長と面積に応じて県から交付されるもので、県の推計値によるものとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

歳出の部。

総務管理費の損害賠償金 5 0 0 万円の内容はとの問いに、町の過失により損害を与えたときの損害金で、専決処分の範囲内で計上しているとのことであった。

徴税費の県税納付金補償 2 3 9 万 3, 0 0 0 円の内容はとの問いに、公金横領事件に伴い、年度別・税目別に整理を行った結果、個人町県民税が約 1, 0 0 0 万あり、県税分として県に支払う額を算定し、そのうち既に納付済みである額を差し引いた残額とのことでもあります。

交通安全対策費の廃止路線代替バス運行補助金 9 8 1 万 4, 0 0 0 円計上されているが、その積算根拠はとの問いに、湖国バスにより萱原大君ヶ畑線のみなし予算が示され、町負担額となる経常経費から経常収益の差し引き分とのことであった。

保健福祉センター費の温水プールおよび香良の湯指定管理委託は、前年に比べ 8 0 4 万 6, 0 0 0 円増額されている理由はとの問いに、温水プールの床の修繕費を含め、(株)いずみ二一に指定管理するとのことであった。

老人福祉費の長寿祝金は、前年より 9 0 万円減額となっている理由はとの問いに、8 8 歳と 1 0 0 歳以上の方への 1 万円の祝金を 3 0 年度から廃止し

たことによる減額であり、99歳の方に3万円を1人分、100歳の方に10万円を3人分計上したとのことであった。

母子衛生費の出産祝金100万円は何人分かとの問いに、1人2万円の子育て応援金として50人分計上したとのことであった。

じんかい処理費の粗大ごみ収集委託2,000万円計上されているが、前年より700万円増額している理由はとの問いに、粗大ごみの量も増加しているが、金属やゴム等の特殊混合物が多く搬出されることにより、処分費用の単価が上昇するとのことであった。

獣害対策費の鳥獣害防止対策工事1,550万円計上されているが、工事の施工場所はとの問いに、長寺西ゆず公園獣害柵最終点から愛荘町境界までの500メートルとのことであった。

商工振興費の町商工会補助金780万円は、前年より30万円増額されている理由はとの問いに、「ここ滋賀」のイベントや「アグリフードエキスポ」等での事業参加を共同で実施する費用の半額を計上したとのことであった。

観光振興費の高虎サミット開催事業委託600万円の内容と時期はとの問いに、高虎ゆかりの津市・伊賀市・今治市・甲良町の4自治体で2年に1度の開催であり、本町では8年ぶりの開催である。内容は、首長等会談・記念講演・レセプション等を行う予定であり、時期は30年10月20・21日を考えているとのことであった。

地籍調査業務委託1,620万円の内容はとの問いに、町全体の進捗率は15.6%であり、30年度は、長寺西5工区の法務局申請、長寺西6工区の確認業務、北落1工区の現場立会、北落2工区の素図作成とのことであった。

教育振興費の学校給食費配膳支援業務委託142万4,000円計上されているが、その内容はとの問いに、給食コンテナから各学級への搬入準備、食器等の回収、残食や廃棄物等の後始末を委託することにより、教職員が児童・生徒に直接かかわる時間を増やすためとのことであった。

資料館費の公用車リース料101万1,000円計上されているが、その内容はとの問いに、移動図書館に使用していた公用車が古く、新たにリースするとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第34号 平成30年度甲良町国民健康保険特別会計予算。

保健衛生普及費の委託料に運動教室の委託費が計上されていないと聞くが理由はとの問いに、対象者は多いが水中運動ということで水着に着がえる等参加することに抵抗があり、参加者の増加になかなかつながらないため、30年度で分析し内容を再検討するとのことであった。

広域化されることにより、今までの減免制度は継続されるのかとの問いに、法定減免・申請減免は継続されるとのことであった。

保険料が将来上がると聞いているが時期はどの問いに、県は保険料の県下統一をめざしているため5年間で検討されるが、時期については未定であるとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第35号 平成30年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算。

特に意見はなかった。

議案第36号 平成30年度甲良町介護保険特別会計予算。

保険料を抑えるために一般会計からの繰り入れはできないかとの問いに、介護保険会計には保険料減免についての3原則の遵守に関する指導があり、その1つに保険料減免に対する一般財源の繰り入れは行わないこととあることから、一般財源の繰り入れはできないとのことであった。

介護認定されている人数はどの問いに、要支援の方が52人、要介護1～5の方が386人、介護認定者ではないが総合事業対象者は30人～40人とのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

議案第37号 平成30年度甲良町墓地公園事業特別会計予算。

今年度の販売実績はどの問いに、30年2月末で町内に販売した1区画が返還され、年度内に町内1区画、町外1区画を販売見込みとのことであった。

初期投資の回収見込みはどの問いに、一般会計借入金2,069万6,000円あり、未販売178区画のうち約90区画の販売が必要とのことであった。

議案第38号 平成30年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

町全体の滞納額の約半分を占める会計であるが、この問題をどう解決するかとの問いに、滞納者の主な理由は、本人死亡・高齢化・生活困窮・生活保護等であり、悪質な滞納者には裁判所を通じた支払い督促を行い、滞納額減少に努めたいとのことであった。

議案第39号 平成30年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算。

特に意見はなかった。

議案第40号 平成30年度甲良町下水道事業特別会計予算。

特に意見はなかった。

議案第41号 平成30年度甲良町水道事業会計予算。

有収率の近年の推移はどの問いに、27年度86.32%、28年度は86.04%、29年度1月現在85.65%とのことであった。

動力費1,310万円は、前年に比べ250万円減額された理由はどの問

いに、29年度の実績をもとに計上したものであるとのことであった。

修繕費1,100万円は、前年に比べ745万円増額された理由はどの問いに、水道事務所の防犯カメラの修繕費を計上したとのことであった。

そのほかにもいろいろ質疑・指摘があった。

以上。

○丸山議長 以上で、予算決算常任委員長の審査報告が終わりました。

ただいまの委員長の報告に対して質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

それでは、議案第33号 平成30年度甲良町一般会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 30年度の一般会計予算について、討論を行います。

私は、甲良町政が直面する課題をどのように捉え、何を中心に置きながら施策の展開を進めなければならないのか、幾つかの指標から判断しました。

1つは、一般的に町政の信頼回復を野瀬町長の所信表明でも掲げています。法の遵守、コンプライアンスはもちろんのことですが、何よりも町民の暮らしに寄り添った施策をさまざまな困難があってもメインに置くことが求められています。

具体的には、介護保険料の軽減や子育てにかかわる経済的な負担の軽減、保育料、修学旅行、学校給食費、高校、大学生への奨学金など、従来路線から大きく飛躍して町民へのアピールを強調する必要があると考えます。少なくともその方向に一步でも進む姿勢を具体的な施策で示さなければなりません。包括的家庭支援と称する取り組みの内容も推進体制も具体化させることを求めます。また、乳児へのおむつ宅配と見守りなどは前進面とみることができます。

一方、北川町政時代に計画された南部工業団地計画を引き継ぐとしたことは、野瀬町政がめざす中心点がどこにあるのか、疑問に思うところです。むしろ計画を根本から見直すことをしなければ暮らし、子育ての支援充実の施策との整合性がとれないと考えます。また、人口減少対策とは直接つながらないものです。また、地形上、地質上、大変困難な課題を抱え、そのハードルを乗り越えるには町政の力、財政も含めて集中しなければなりません。その上、西明寺の住職さんも指摘する自然環境保護、歴史的・文化的地域資源保全の観点を最も重視しなくてはなりません。

防災センター建設中止も建物・土木工事優先から町民の暮らし、子育て、医療、介護、教育、農業、中小企業者応援優先への転換でこそ、その決断が

生きるものであり、町民に受け入れられるものだと考えます。南部工業団地整備計画をこのまま続けていけば、近い将来困難な負担を背負うことになることが予想されます。

2つ目は、深刻な税等の滞納問題です。さきに述べた課題とも密接に関連すると思います。つまり、同和対策事業の中心的な事業における負の遺産にどう向き合い、解決策に乗り出すかにかかっていると考えます。これは国保加入者の枠で見ても、100万以下の所得の世帯が7割を占める現状をリアルに受けとめねばなりません。生活保護基準と同等あるいはそれ以下という所得によって暮らしておられる方々が町内には膨大に存在するという事です。この現実には、貧困と格差の深刻さだけではなく、我が町やその他の自治体で取り組まれてきた同和対策事業の主眼の1つ、貧困からの脱出に焦点が据えられていなかったのかが問われている問題だと考えます。少なくとも我が町ではそのひずみ、歪みを克服する課題を町政にしっかりと位置づける必要があります。その第一歩は、同和対策事業特別事業の根本的総括を行い教訓と反省を勇気を持って導き出すことが求められているのではないのでしょうか。

ここで私が強調しているのは、部落差別解消推進法に基づく取り組みを実行せよと求めているのでは決してありません。同法は2002年3月、政府がこれ以上特別対策を行うことは問題の解決に有効とは言えないとして対策事業を終結させたことに反するものであります。そして、差別というものが部落外の者は全て持っているという前提に、人間の意識だけを問題にして内心の理由を脅かす危険をはらんでいることを指摘しなければなりません。行政の主体性を壊し、住民の中に分断と対立を持ち込み、住民自治をも危うくするものであります。現に、甲良町政は多大な費用と混乱をこうむりました。町政はこの轍を二度と踏んではならないと考えるものであります。

3つ目は、先ほども述べた同和対策特別事業による歪みに対する公平公正な後始末を進めること。何よりもそれは憲法第25条国民の生存権、国の社会保障的義務を中心として10条から29条にわたる豊かな人権規定を町行政に生かすことが重要です。予算の概要の中に衰退しつつある活動組織として町が認識しているように、高齢化とともにせせらぎ遊園のまちづくりがかえって町民の方に重くのしかかって古いしきたり等とも相まって若者の町外流出を招いたことが十分考えられます。ですから、せせらぎ遊園のまちづくりの根本的総括をも求められていることを提起しておきたいと思います。

この視点から見ても、小さな拠点づくり推進事業も、せつかくの2,160万円も投入するものにもかかわらず、従来路線からの変わりがなく、町全体のつながりをつくるものにはなっていないと考えます。大多数の町民は計

画の蚊帳の外に置かれています。

この個々の取り組みをつなぐことが大事です。そういった中でも町民の前向きな取り組みは、個々に努力を積み重ねられています。限定的ではありますが、例えば子ども食堂の試みです。この取り組みに対して運営の担い手づくりや資金運営の面、住民の自主的取り組みをサポートし、育てる観点で検討を始めてほしいと思います。また、学校給食をおいしく食育と町内生産者との交友、地産地消を推進するため、町独自のセンター復活を視野に入れた検討委員会の設置を改めて求めたいと思います。

以上、大変絞った課題について述べましたが、これら町政が立ち向かうべき中心点を提起し、反対討論といたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

建部議員。

○建部議員 賛成討論です。

野瀬町長が提案したから反対だとか賛成だとかではないんです。内容的には検討を加えなければならない、またサインを示すには首をかしげる部分もあります。それらについては、今後予算を執行していく中で検討を進められたらいいと思いますし、またどうしても是正しなければならないことについては野瀬対応でもって是正をすればいいと思います。

私は、何よりもこの一般会計の当初予算については、暫定予算ではだめなんです。当初予算はしっかりと可決して、そして町民の生活に不自由なく町民に迷惑をかけることなくこの予算が執行されることが望ましいということで、この一般会計の当初予算については賛成といたします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第33号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第33号は可決されました。

次に、議案第34号 平成30年度甲良町国民健康保険特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 国民健康保険特別会計の予算については、県1本の保険者に統合

される、移行するということが前提として組まれています。そのことについては、制度的な問題ではありますが、容認をできることではありません。

同時に、甲良町が住民に寄り添って減免措置や、そして一般会計からの繰り入れ、またさまざまな滞納問題に対する差し押さえ等が全国で起こっています。そういう点では町民の現状に寄り添う運営が何よりも必要であります。

そのことに留意していただくことが大事でありますから、そういう点での30年度の国民健康保険特別会計については反対とさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第34号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第34号は可決されました。

次に、議案第35号 平成30年度甲良町後期高齢者医療事業特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 後期高齢者の医療制度は、75歳以上つまり罹病率の非常に高い高齢者を対象とした保険制度の枠組みにつくられました。そういう点では医療費の増大が十分考えられますし、現にそのことが全国各地で、そしてこの甲良町でも起きています。その医療費の給付が増えれば増えるほどこの制度は保険料が高くなる仕組みであります。その点でもこの国にきっちりとその制度の改善を求めていくという姿勢が町では必要ですし、もちろん県とも協調しながらその意見表明と要請をぜひ続けていただきたいと思います。

その点では、この会計、容認できないことを表明させていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第35号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第35号は可決されました。

次に、議案第36号 平成30年度甲良町介護保険特別会計予算について、
討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 先ほど可決がありました介護保険の金額設定にかかわる付帯決議にも述べられています。介護保険料の引き上げを抑制する。このことが大変甲良町民から求められていますし、甲良町の行政そのもの、町政の信頼を回復する上でも町民のことを考えている町政やなというように思ってもらえる1つともなります。そういうことから見たら、介護保険会計に一般会計からの繰り入れ、これは県や国のさまざまな抵抗、圧力とも言えると思いますが、それに抗して町民の利益を守るという点で毅然とした態度で町長に臨んでいただきたいというように思います。

その姿勢が今回見当たりませんので、反対討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第36号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告どおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、議案第36号は可決されました。

次に、議案第37号 平成30年度甲良町墓地公園事業特別会計予算について、
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第37号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第37号は可決されました。

次に、議案第38号 平成30年度甲良町住宅新築資金等貸付事業特別会

計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この会計も同和対策事業の重要な柱として取り組まれた事業の会計であります。その点では、終わりよければ全てよしというように、町民の融合とそれから部落問題の解決に資する内容だと思っています。

先市的な自治体は、この新築資金の問題をクリアして町の一般会計に貢献する内容ともなっています。隣の豊郷町が1億、2億という金額をこの会計が終了することによって一般会計への繰り入れが成功した1つの事例となっています。その点から見れば、甲良町が取り組んできた問題は出発の時点さまざまに問題があったと思います。また、それぞれ完了されている方が大多数です。そういうことから見れば、8割まで来たこの解決のところで2割の時点、ないしは1割かもしれません。そういう内容を含んで苦しい状況です。滞納者の問題は委員長の報告にあるように、本人の死亡や高齢化、生活困難、生活保護の適用などがあり、一律に解決できるものではありません。委員会の中でも、私、提起させていただきました借りかえの金融機関との交渉も町民の立場に立って所得の状況などを勘案しながら、ぜひとも粘り強い交渉を続けていただきたい。そして、この滞納金は担保のある物件です。そういう点では、売却すれば済むという問題じゃありませんが、特別な滞納になっています。

そのことをふまえながら、ぜひとも金融機関と粘り強い交渉を求めていただきたいということを申し上げて、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第38号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第38号は可決されました。

次に、議案第39号 平成30年度甲良町土地取得造成事業特別会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 この会計をめぐるっては、住民からの裁判もありました。私もそれにかかわった1人ではありますが、同和対策事業の重要なテーマとして地域住

民の自立を求めていくという事業の中で組まれた会計でありました。さまざまいろいろな指摘をされた歪みがあり、その改善に向けて困難な状況を1つずつ進めていただいています。まだまだテーマは幾つも残っています。残地のところで橋のところ、それから道路の通じていない残地もあります。その点では困難を要します。ただども、同和対策事業の重要な施策として歪みは歪みできっちり見ていく。そして、前進面を進めていただいで賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第39号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第39号は可決されました。

次に、議案第40号 平成30年度甲良町下水道事業特別会計予算について、討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第40号は可決されました。

次に、議案第41号 平成30年度甲良町水道会計予算について、討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 水道事業については、過去盗水事件がありました。その後二十数件の盗水の疑惑も指摘され、特別委員会も設置して盗水問題の解決に向けて議会と行政が議論をしてまいりました。

そこで、私も委員会で言いましたように、盗水はもう全面的に疑惑は解決しましたというように町が宣言できる、こういう状態かといえ、そこは明

言を避けられました。ですから、町民のもやもや感は、やはり盗水はなかった、現在もうありませんというように言える状態をつくらなければ水道事業の根本的な信頼が回復されません。そのことをぜひ求めていきたいと思いません。

同時に、高齢者が増え1人世帯も2人世帯もあります。私ごとですが、3人の世帯ですが、10立米を若干超える程度、20立米毎月行きません。そういう点では、基本料金の設定の見直しを以前から、私が議員にならせていただいていたん5立米で切る、そしてその後の設定を求めていく。つまり少量使用の家庭に対する減額措置ですね。それで、1立米については同じ単価になると思いますが、その少量使用については、例えば3立米、4立米、9立米であっても10立米を使ったものとして料金を設定されるわけですよ。だから、この矛盾をやはり解消する上では10立米の基準を切り下げる。この根本的な改定をぜひともこの期間、求めていきたいと思いませんし、その検討をお願いしたいと申し上げて、水道事業は2つの問題を解決する、つまり盗水問題の整理、盗水がないということで宣言をできる状態をつくってもらうことと、少量使用の家庭に対する減額の処置ですね。基準の見直しを求めて賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

ないようですから、これで討論を終わります。

これより、議案第41号を採決します。

お諮りします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、議案第41号は可決されました。

次に、日程第21 承認第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 承認第1号 専決処分につき、承認を求めることについて(損害賠償の額を定めることについて)。

上記の議案を提出する。

平成30年3月20日。

甲良町長。

○丸山議長 本案に対する提案説明を求めます。

総務課参事。

○橋本総務課参事 それでは、承認第1号 専決処分につき承認を求めることにつきまして、ご説明を申し上げます。

裏面をごらんになってください。

専決処分書でございます。損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条の規定により別紙のとおり専決処分をするということで、平成30年2月15日に行っております。

次に、次ページもご覧になってください。

本件事故による損害を次のとおり賠償するものとする。

相手方でございます。住所、滋賀県愛知郡愛荘町島川1101番地5、北川武志氏でございます。

次、事件の概要でございます。

町が甲良町社会福祉協議会に委託をしている甲良町外出支援事業、これは高齢者の医療機関の受診の送迎の事業でございます。その事業の実施中の平成29年12月28日木曜日午前10時55分ごろに滋賀県犬上郡甲良町大字金屋1549の4先路上におきまして、甲良町社会福祉協議会職員が運転する車と相手方の車両同士が接触したことにより、双方の車が故障し、損害を与えたものでございます。

損害賠償額でございます。過失割合が8対2となりますことから、相手方の損害額10万1,500円の20%、2万300円を損害賠償額とするものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありますか。

西川議員。

○西川議員 9番 西川です。先ほどの全協で聞けばよかったんですが、今文書が出まして、医療機関受診の実施中とあるんですが、これは高齢者の人が乗っていたのかどうか。もし乗っていたとしたら、それだけがはなかったのか。そういうのは全然異常がなかったのか。

それと、この事故発生状況のこの一覧表を見ていますと、そういうところを書く欄が1つもないんですよね。この辺、ちょっと今後は修正していただきたいなと思います。

○丸山議長 保健福祉課長。

○小林保健福祉課長 まず同乗の件ですが、利用者の方の同乗はございませんでしたので、社協の職員1名のみです。

○丸山議長 ほかにありますか。

総務課参事。

○橋本総務課参事 今ほど内容につきましての明記がないということですので、

今後このようなことにつきましては説明書なりで書かせていただくように注意をさせていただきます。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 全協でも議員から指摘がありましたが、この交差点、パトライトのあるところ、もうこの表記がありませんので、それが合っていたら説明をお願いしたいと思います。

同時に、もう一つは、パトライトの効力。これが設置をされたときからいろいろ指摘をされてきました。私も何回かパトライトが交差点に入ってからつくというのを経験しています。その点では、以前池寺の、運動公園に通じる道のところですね。県道、町道の交わるところに1つ目の信号、いわゆる3つ赤、黄、緑が並んでいる信号ではなくて1つの信号ですね。赤と黄色がそれぞれ点滅している。これはかえって危険だということで撤去された経緯がありました。その点では、パトライトではなくやはり信号機の設置が必要だと思いますが、町の方での対応、公安委員会との協議の状況はどんな内容か説明をお願いします。

○丸山議長 建設水道課長。

○中村建設水道課長 まず、この交差点につきましては、パトライトのある交差点でございます。

それと、パトライトの効力でございますが、両方向からの車について回転するのではなく、片方、十字路があったら一方の方から反応した車について回るということになりますので、全て対応できているというものではございません。

それと、信号につきましては、西澤議員の言っておられた一灯式、1つがばかばかにつくような信号があるんですが、滋賀県の公安の方は撤去をされているという方向で今整理をされておられるという状況でございます。ただし、事故がたくさん発生しているところについては、まず路面の表示をさせていただくと。それではなかなか難しいというところもあるんですが、まずそのあたりで対応をさせていただきたく、今、順次ではありますが、路面に色を塗ったりですとかそういうところでまずは対応させてもらっております。

地元から上がってきます交差点等の信号機については、公安の方には要望はしていくというところではありますが、すぐに設置ができるのかということでは、なかなかハードルが高く難しいという状況ではございます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。
討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。
これより、承認第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。
起立全員です。

よって、承認第1号は承認されました。

次に、日程第24 意見書第1号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 意見書第1号。

北方領土問題の解決促進等を求める意見書(案)。

地方自治法第112条および会議規則第14条の規定に基づき、上記の議案を提出する。

平成30年3月20日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 山田裕康議員。

賛成者 甲良町議会議員 西川議員。

○丸山議長 本案について、山田裕康議員から提案説明を求めます。
山田裕康議員。

○山田裕康議員 朗読をもって報告とさせていただきます。

北方領土問題の解決促進等を求める意見書(案)。

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島の北方四島の返還の実現は、国民の長年にわたる悲願である。

しかし、戦後72年を経た今もなお、北方四島は返還されず、日ロ両国間に平和条約が締結されていないことはまことに遺憾である。

北方領土問題を解決し平和条約の締結に至るためには、日ロ両国間における政治対話を促進し、さまざまな分野での交流を拡大して相互理解を深めることが必要不可欠である。

こうした中、平成28年5月の日ロ首脳会談では北方領土問題について今までの発想にとらわれない新しいアプローチの交渉を精力的に進めていくとの認識が両首脳で共有されるとともに、同年12月の首脳会談では北方領土

における日本とロシアによる共同経済活動に関する協議の開始が平和条約の締結に向けた重要な一步になり得るとの相互理解に達している。

一方、北方四島を追われた元島民は、既に6割を超える方々が亡くなられており、一刻も早い領土問題の解決が強く望まれている。

よって、国会および政府におかれましては、北方四島の返還の実現を求める国民の総意と心情に応え、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く求める。

記。

1 日ロ両国間において今日までに達成された諸合意に基づき早急に北方領土問題を解決し、平和条約を締結するための強力な外交交渉を進めること。

2 国民世論の結集と高揚、国民世論の喚起および学校現場等における青少年に対する北方領土教育等の充実と強化を図るとともに、内閣総理大臣による北方領土隣接地域からの北方領土視察を実現するなど、北方領土返還要求運動の一層の促進を図ること。

3 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律に基づく北方領土隣接地域の振興対策等を促進すること。北方四島交流事業、北方領土墓参事業および北方四島自由訪問事業の実施団体に対する支援措置を強化するとともに、各事業の円滑な実施を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

宛先 参議院議長。衆議院議長。内閣総理大臣。外務大臣。文部科学大臣。農林水産大臣。国土交通大臣。

平成30年3月20日。

甲良町議会議長 丸山恵二様。

以上、よろしく申し上げます。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

野瀬議員。

○野瀬議員 5番 野瀬でございます。

内容的には特に問題なく、私も賛成するわけなんですけども、今までもこういう要望、沢山出ております。ここに来て再度こういった要望が出されてきた裏、どういう経緯で出されてきたかというのがわかれば説明願います。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 これに対しましては、長年、72年間解決されていないということによって出されていた意見書ですので、県議長会からの提出もありましたということを出させていただきましたので、よろしく申し上げます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 提出者が理解をされておればご回答いただきたいと思うんですが、もともと北方四島というように限定をされています。しかし、ここの北方四島は千島列島の中に所属する4島になります。その点で、これだけ72年間占有されたまま、つまり日本の固有の領土であるという点ではそのとおりであります。この大前提のところで国際的な条約が結ばれて、千島列島を日本が領有権を放棄している条約があります。ここの点については、認識がありますでしょうか。

○丸山議長 山田裕康議員。

○山田裕康議員 今の質問なんですけど、そのことについてはちょっとまとめられませんで、よろしくをお願いします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 北方領土問題については、私たちの党、日本共産党はこの北方領土返還の全国大会が毎年繰り返されています。島民の方々も多く参加されてこられました。その経過があります。そして、その中では、日本共産党は招待の対象にはなっていませんでした。昨今、政治状況の変化などで日本共産党もこの北方領土返還の大会に招待される立場になってきました。

そこで、私どもの立場は、先ほど質問したように千島列島全体を放棄した日米安保条約の中のサンフランシスコ条約C項のところに千島列島の全島の領有権を放棄する、つまり戦後処理の大きな歪みの1つになっています。そのことが根本的に解決をされないまま、つまりサンフランシスコ条約が生きたまま現在に至っています。その点では、国際条約との関係、そして日本の領有権を主張する前提がそこで奪われています。私は、4島の返還だけではなくて千島列島の全島返還をきっちりと求める。そのために日米安保条約に基づいたサンフランシスコ条約のC項を破棄するという政府の決断が要するというように思います。

そこで、その前提に立ちながらも島民の高齢化、今決議にもある山田裕康議員が提案した中身からいうたら、本当に待ったなしの状況であります。ですから、サンフランシスコ条約に基づいた千島列島の全島放棄の部分から4島については削除して4島をまず返す、その方向性を、全体を改善をした上で4島の返還を求める。こういう立場で私どもも発展をさせていただいてきました。

その点ではこの意見書、以前は不十分過ぎるし、それからサンフランシスコ

コ条約の持っている軍事的な意味、つまり日米軍事同盟のもとに置かれた点ではロシアは対抗措置としてなかなか引き下がらない。つまり日本の基地からロシアに向けての攻撃が非常に近くなるという点で軍事的にも大変警戒をしています。ですから、共同経済活動を通じて認識を深めれば、仲よくなっていけば返してもらえらるという問題ではありません。そのことにはっきり立って意見を政府が述べていく必要がありますし、その不十分さを補いながら、私は賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

西川議員。

○西川議員 西川です。

私も賛成するところですが、北方四島で日ロ経済協力という形で今やっていますけど、私もロシアと日本だけが、安倍さんとプーチンだけがやっているのかなと思っていたら、つい最近ですが、どの島かは定かじゃないですが、発電設備をアメリカとやると。これ、民間企業のようなようですが、合弁事業だというようなことで乗り出してきていると。民間といえどもこれはアメリカが承知している話だと思えますし、その辺のところを考えてみましても、やはりこれは早く日本としては進めていかないかん問題だと思えますので、賛成討論とします。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、意見書第1号を採決します。

お諮りします。本意見書を関係機関に提出することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立全員です。

よって、意見書第1号は可決されました。

建部議員。

○建部議員 町長の給与減額につき、動議を求めます。

○丸山議長 書面が提出されていますので、ただいま建部議員から提出された動議は、所定の賛成がありますので動議は成立しました。

お諮りします。本動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

したがって、この動議を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

ここで、議事の都合によりしばらく休憩します。10分間。

(午前11時35分 休憩)

(午前11時45分 再開)

○丸山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第3の1、日程第1 発議第2号を議題とします。

議案を朗読させます。

局長。

○陌間事務局長 発議第2号。

平成30年3月20日。

甲良町議会議長様。

提出者 甲良町議会議員 建部議員。

賛成者 甲良町議会議員 木村議員。

同じく宮寄議員。

阪東議員。

田中議員。

甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(案)。

上記の議案を、地方自治法第112条第1項、第2項および第3項ならびに会議規則第14条第1項および第2項の規定により提出します。

○丸山議長 本案について建部議員から提案説明を求めます。

建部議員。

○建部議員 それでは、私から甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案を申し上げます。

まず、提案内容の本文でございます。

甲良町特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

付則中第10項を第11項とし、第7項から第9項までを1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 町長の受ける平成30年4月1日から平成31年3月31日までの給料月額、別表の規定にかかわらず、同表に掲げる給料月額から、その給料月額の100分の20に相当する額を減じた額とする。

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

でございますが、その理由と経緯について述べたいと思います。

昨年10月の甲良町長選挙において、推せんも受けていないのに、また推せんがないことを認識しながら東びわこ農業協同組合の団体名を選挙用ビラ

および選挙用のはがきに東びわこ農業協同組合が推せん団体の一覧に印刷されておりました。このことは、公職選挙法の第235条虚偽事項の公表罪に該当し、当然犯罪であるということが言えようかと思えます。このことについては、12月議会、また3月議会の一般質問なり全員協議会の中で町長もお認めになっていることをございます。

そこで私は、一般質問もそうですが全協の中でも町長みずからがこのけじめをつけなければならない、すなわち責任を明らかにする、とる、そのことについて3点の提案をいたしました。

1つは、うその推せん団体を書き上げて選挙民、町民をだましたこと、またJA東びわこに多大な迷惑をかけたこと、そのことについて真摯に、謙虚におわびを申し上げなければならないことだと。過日何かのビラで某議会議員の名前でおわびらしきものが全戸配布されました。内容は責任逃れの非常に矛盾と疑義のあるビラでありました。やはり真のおわびを選挙民、町民にしなければならないと思えます。

もう一つは、この自分自身の政治姿勢、そしてそういう虚偽の事項を公表し推せんがないのに推せんがあったかごとく町民をだましてきた。そのことに対する自身の懲戒処分として町長みずから減俸処分を、懲戒処分を行わなければならないということ。

それともう一つは、やはり今回犯した公職選挙法235条を捜査当局に自主的に申告する。すなわち自首であります。そのことによって法の裁きを受けるというそのけじめです。

3点のけじめ、責任を、私は要求いたしました。今回、そのうちの1つ、町長みずからが自分の給料を減額するという懲戒処分を行うものでありますが、ついゆうべというか、朝までは、実は町長は30%、12カ月の減額処分をみずから課すという提案をする予定だったんです。それを朝になって、今日、議案書を見てみたらそのものがない。私は、町長がみずから30%、12カ月の減俸をするということについては歓迎をする意を表しようと思っていたんです。それがないということは、これはもう私も朝になって慌てふためきました。当初から私が一般質問でも、また全協の中でも提案していますこの20%、12カ月の減額、これはもう良識の範囲内です。前町長は、60%、12カ月の減俸処分をこの議会でやられたんです。本来、本人が30%、12カ月出すぐらいですから、これはもう50にでも相当するぐらいの大きな罪でありますし、それほどの懲戒処分でありますけども、私は30%、50%という声のある中でやはり20%が良識の範囲内じゃないかというので、あえて20%、12カ月の提案をするものでございます。

皆さん方のご賛同、何とぞよろしくお願い申し上げます。と同時に、今日

のこの減俸と以外にあと2つ、町民に対する真摯、謙虚におわびを申し上げるということと、みずからが捜査当局に自分の犯した罪を申告するという2つの課題をできるだけ早く町長は行動に移されることを求めて、私の提案説明とします。

○丸山議長 説明が終わりましたので、質疑はありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 J A 東びわこの推せん虚偽問題は大変重大であります。同時に、当事者の東びわこ農協さんの対応についてはどのようにされているか、建部議員が知る範囲、認識される範囲で説明願いたいと思うんです。

その中で、J A 東びわこさんが被害者の1人です。つまり組合員が1万人弱おられるというふうに思いますが、そういう点でも、それからまた農業地域でありますので、以前も私、言いましたように、農協さんというのは信頼のブランドとなります。その信頼のブランドを味方につけた町長候補だなどという点で思うのは当然であります。そういう点で、そういうことを勝手に書かれたことについて、告訴するなり告発するなり、そして抗議はされたというのは聞きましたし、ホームページの中にどの候補も推せんすることは当組合ではありませんというのが掲載されていますので、わかります。進んで刑事事件や、それから野瀬町長の謝罪を求めるといふ点などはどういう対応をされているのか、知る範囲でよろしくお願いいたします。

説明、お願いします。

○丸山議長 建部議員。

○建部議員 お答えします。

私、以前に全協の中で1月17日に新聞折り込みビラの内容についての疑義と矛盾というペーパーと、そして今日提出した減額処分の理由というか、趣旨を書いたペーパー2枚、多分裏表だったかどうかわかりませんが、これを渡してございます。

が、その中にもその概要がしていますが、結論から申し上げます。

東びわこ農業協同組合の立場としては、野瀬町長を訴える、その予定はありません。ただ、当時の状況から行きますと、私も10月27日の朝、新聞の折り込みの中に入っているビラを見て、また午後、その選挙はがきを見て、厚生社農業協同組合は推せんされたんだなという程度に思っていた。実はそれが違ったということが後でわかって、農協に抗議に行きました。私とあと2人が。そのときに農協さんのお答えが、実はその折り込みビラの内容についての中で書いてあるんですが、9月25日ぐらいに某県会議員、某業者、そして野瀬喜久男本人3名が農協を訪ねて今回町長選に立候補しますのでよろしく申し上げますとの挨拶に行かれています。そこで、農協と今後とも連

携をしたいとか、そして農協といろいろとそういう農政上のおつき合いということも含めて世間話もされながら、「出ることになったのでひとつよろしくお願いします」と言ったら、農協は、農協というか、そのとき応対した会長さんであります、「まあまあ頑張ってください」ということは社交辞令的に一応お答えしたと。しかしそこで野瀬喜久男候補から「推せんをお願いします」という言葉も推薦依頼の文書も一切なかったと。ただ「選挙に出ますのでよろしくお願いします」というだけで、それで帰ってきているんです。

そこに同時に居合わせた某県会議員さんは、その農協でも非常に大きな支持を得ている方なのですが、その方についても今までの選挙からはJA東びわこという推せん団体はないんです。野瀬候補は、農協は推せんしない、推せんがないということを知りながら、また推せんの依頼もしないのに推せん団体として、本人は誤って印刷してしまったとか推せんを確認しないままに印刷してしまったという非常に幼稚な言い逃れをしていますけど、そうじゃないんです。正式な推せん依頼はないんです。ないのにそこに掲載しているんです。

そして農協は、27日の朝、もちろん農協の中や組合員さんからいろいろな電話があったり、「どういうこっちゃ」という、農協が第一推せんしないということを知っている、そういう農協の団体に対してその推せんが挙がっているということはどういうことやといういろんな苦情の電話があって、農協は理事会の理事長と総務部長と2人が、朝、野瀬喜久男選挙事務所へ行かれました。そのとき、ここにおられます野瀬欣廣議員が応対しています。本人、今、選挙カーに乗って、そのうち1時間ほどしたら休憩に帰ってくるからそのように伝えておきますと言って抗議に来た人を帰しています。でもそこに抗議は、その文書の撤回と回収を求めています。

その日の夕方、今度は文書を携えて総務部長が再び選挙事務所へ行きました。そこにも撤回と回収、日が27日でありますから、27日の朝から28日にかけて回収、撤回をしようと思えば、運動員がたくさんおられるんですから、当然回収できます。その行動を移さなかった。そういったことが、実は農協へ行って初めて私も聞かされました。でも、農協さんも確かに今えらい迷惑というか、もうそういう思いでいますけど、とって野瀬町長を告訴する姿勢はないです。

以上です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで質疑を終わります。

討論はありませんか。

木村議員。

○木村議員 8番 木村。

この発議に賛成したいと思います。賛成者でもありますし。

たしか2月22日に議運があったと思うんです。そのときに、要はみずからのけじめをもって何らかの案が出てくると思っておりましたんですけど、出なかった。それまでは、町長と過去からさかのぼると裁判沙汰ということもあった私でございますが、そこも押し殺して、やはり甲良町のために、町民のためにという思いを持ちまして、一歩、二歩、町長の案に歩み寄ることに、その当時はそうなっていました、私は。

ところが、議運のときに出ていない。何でか。何で出さなんだんやということになると、何か認めたことになるとか何とかかんとかおっしゃっていましたが、それは既に12月議会で町長はみずから認めてはるんやからそんなもんおかしいやろうという話もしました。でも、町長はそのときにそれなりの、減額のパーセンテージと期間のことは別にして、みずから出そうとしておられましたのになぜ出されなかったのか、それが今は非常に悔しく思っております。それで、今日、最終日、何か出されるのかなと思いましたが、結局出なかったということで、この発議になってしまいました。これは本当に、私は残念に思います。

賛成討論です。

○丸山議長 ほかにありませんか。

宮寄議員。

○宮寄議員 私も賛成討論させていただきます。

昨年の12月議会の議会運営委員会におきましても私は発言させてもらっております。そのときも野瀬町長はJA東びわこの推せんはこの件について議運で謝罪をされました。それで私は所信表明の中に町民に皆様に対しておわびの一言を入れてはどうかとの提言もしたつもりです。所信表明におわびの言葉はありませんでした。ここでも、裏で謝っておきながら町民には知られたくないのか、早いか遅いか知られることなんですけども、一言も謝罪の言葉はありませんでした。非常に残念でなりませんでした。

また、今3月議会の一般質問でも、私を含めて4名の議員がこのJA東びわこの推薦の件について質問をしております。

私は特に、町民全体はもちろんですが、甲良町には300戸の専業農家、兼業農家があると聞いております。この中でも有権者数に数えますと700票から900票という数が推測されます。当時3名の候補がおりまして、誰に投票しようかと迷ったときに、特にこの方たちは東びわこの推せんをもらっている、JAの推せんをもらっている野瀬さんに入れようかというのが人

間の情じゃないでしょうか。ということは、町民全体、有権者全体の人をだまして当選されている今の状態です。その状態でみずから律することもなく平然としておられる。これはどういったものなのか。みずから律せられて幹部職員、職員全体に示しをつける、けじめをつける意味においても大切なことではないでしょうか。

野瀬町長はコンプライアンス、法令遵守を一番に考えておられたと思います。トップに立つその方が法律違反を犯してどうやって職員に法律を守ろう、皆さん頑張ろうと言えるんですか。やはり謙虚になってもらって、反省をしてもらって出直してもらった方が一番だというのも、私は一般質問でさせていただきました。

この建部議員の提出議題の中でも多々ありますが、これ以上しゃべると時間も長くなりますので、賛成討論にさせていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

西澤議員。

○西澤議員 私も賛成討論をさせていただきます。

今日の議運で提出された中身を見まして、町長みずからが律する、この議案がなかったことについて大変残念に思いました。そして、何よりもJA東びわこから抗議を受けた段階、去年なんですよ。その段階で謝罪をする。それは有権者、町民に対してこういうことでやってしまった、過失やそれからさまざまな言いわけがありますが、そうであったとしてもまずおわびをするというのが大事でありますし、文書の発行、十分できた問題であります。

それから、給与の減額によって刑事責任がなくなるわけではありません。公選法は第1条に「日本国憲法の精神に則り」ということで、「議員及び長を公選する選挙制度を確立し、その選挙は選挙人の自由に表明せる意思によって公明且つ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする」、非常に高い民主主義の問題をここで法律によって規定されています。ここを踏み外したんだという認識があったんだろうかという点では、大変暗い気持ちになりました。

確かに野瀬町長が掲げる施策、またさまざまな行政課題に向かってきたことは私も認めます。しかし、根本的な政治姿勢のところで逸脱をしていた問題は、指摘をされた段階でおわびをするということがなかったことについては大変残念に思いました。

私にもチラシとはがきは届きました。見て、ああ、JA東びわこさんが推せんされたんだな。ずっとそれは信用していました。思っていました。ところが1月17日、おわびのチラシが入りましたね。寒中見舞いのチラシが入りました。その時点で初めてこれが虚偽だったんだということが、私として

はわかりました。その時点からも、今もう既に2カ月、60日経過しようとしています。この点でも、議会で表明をされていますが、町民、有権者一人一人に間違っただけをやってしまったんだという真摯なおわびの言葉はありません。12月の臨時議会、所信表明の段階で11月も臨時議会がありました。12月議会が定例でありました。この時点でみずから進んでこの間違い、この誤りを認めて、申しわけないことをしたという真摯な、肉声の野瀬町長の言葉はついに聞かれませんでした。私も含めて4人の方が3月議会でこの問題を取り上げました。野瀬町長の足を引っ張ろうというのではないんです。甲良町がまともに町長の指導のもとで町行政が運営され、議会もいいことだったら賛同しながらまち直しをしていこうという最中です。そのときにその行政をつかさどる最高の指導者、町長が法令を破っておいて平気な顔をしているという点では、私は本当に残念なんです。つまり、みずから進んで、抗議を受けた時点から考えても、いや、悪いことをしたと思っていない証拠ではないかというように、私は疑います。つまり、このJA東びわこの虚偽推せんは何とかやり過ごせる。どこかの圧力を期待されているのか、それとも警察、検察が軽微な事件だから、また235条の立証は大変、針の穴を象が通るような問題、立証状況は困難を極めます。つまり正当性を目的として虚偽の事実を記載した。このことを立証しなければなりません。けども、今出されている状況から考えたら、当選を目的にはがき、チラシを出すのは、これ、大前提ですよ。つまり票をようけ欲しいという行為の1つです。ですから、235条は十分適用はされて虚偽罪が確定する。そういう見通しは、僕、あります。けども、私とその告発の手続をするかどうかは別の問題です。しかし、その第一歩としてみずから律するみずからの提案、懲戒処分は各任命者に、つまり職員に対して行います。みずからはみずからかける懲戒処分をしない限りは、議会がその提案をしたりする場合がありますけども、この案件ではJA東びわこの町に対する推せんの虚偽については大変申しわけないことをしたという点で、野瀬町長の真摯な気持ちもあらわすという1つの行為です。この行為自体も追いやってしまったのかという点では情けないです。

ですから、提案をされている2割、1年間というのはあくまで懲戒処分の1つとしてなります。ですから、町民に与えたダメージは、チラシなりそれから口頭でも、本当に間違っただけをやってしまったというおわびの言葉をぜひ発していただきたいと思います。

以前でいいますと、集落懇談会がありました。そこでも町民の方はこれが虚偽だということをもう知っておられます。しかし、町長の口から町民を前にして、区の役員さんを前にして、申しわけないことをした、虚偽を記載し

てしまったという率直なおわびがないままだったんですね。何軒かのところから私に「おわびがなかったで」という連絡がありました。こういう点から見ても、やはり遅きに失したというように思いますが、改めて野瀬町長の政治姿勢を正していくということのみずからの立場に立っていただきたいと思えますし、この議案については賛成させていただきます。

○丸山議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

○丸山議長 ないようですから、これで討論を終わります。

これより、発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○丸山議長 ご着席願います。

起立多数です。

よって、発議第2号は可決されました。

次に、日程第25 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付している文書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

次に、日程第26 委員会の閉会中における継続審査および調査についてを議題とします。

会議規則第75条の規定により、各委員長からお手元に配付している文書のとおり、閉会中における継続審査および調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおりけれどもすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○丸山議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

最後に、町長の挨拶があります。

町長。

○野瀬町長 3月定例議会の閉会にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、3月上旬から本日まで全員協議会、各常任委員会、そして本会議を開催していただき、数多くの議案につきまして慎重にご審議をいただ

き、またそれぞれ可決、同意いただき、まことにありがとうございました。

会期中における議員皆様のご意見、ご指摘等をふまえ、新年度事業、新年度の予算執行に反映してまいりたいと考えております。また、本町における行政施策の推進や行政課題の前進に向け、精いっぱい取り組んでまいる所存であります。

議員の皆様、格段のご理解を賜りますようお願い申し上げまして、3月定例議会の閉会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

長時間にわたりまして、本当にありがとうございました。

○丸山議長 これをもって、平成30年3月甲良町議会定例会を閉会します。
ご苦労さまでした。

(午後0時23分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

甲良町議会議長 丸 山 恵 二

署 名 議 員 野 瀬 欣 廣

署 名 議 員 阪 東 佐智男